

## (2) ② 次世代育成支援対策の推進・強化

### 改正後の制度の概要

#### 1. 法律の有効期限の延長

施行日：公布の日（令和6年5月31日）

令和7年（2025年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和17年（2035年）3月31日**までに延長されました。

#### 2. 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務付け

施行日：令和7年4月1日

- 従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。  
(従業員数100人以下の企業は、努力義務の対象です。)
  - ・計画策定時の育児休業取得状況(※1)や労働時間の状況(※2)把握等(PDCAサイクルの実施)
  - ・育児休業取得状況(※1)や労働時間の状況(※2)に関する数値目標の設定  
(※1) 省令により、**男性労働者の「育児休業等取得率」**又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」とする予定。  
(※2) 省令により、**フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間**（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあっては、健康管理時間）とする予定。
- 一般事業主行動計画の内容を変更しようとする場合も同様に状況把握、数値目標の設定を行う必要があります。
- 施行日以降に開始（又は内容変更）する行動計画から義務の対象となります。

0

### くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定・プラスについて

#### 認定の概要

- ① 企業が次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定・トライくるみん認定）
- ② くるみん認定・トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業に対しては、より優良な「子育てサポート企業」として認定（プラチナくるみん認定）
- ③ くるみん等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合、3種類のくるみんにそれぞれ「プラス」認定を追加
- ④ 認定基準を満たさなくなったり、次世代法に違反したりした等の場合に、認定取消しの対象となる。

#### 主な認定基準 赤字修正はR7.4.1から

くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん（共通）	
◆ 女性労働者、 <u>及び</u> 、女性有期雇用労働者の育児休業取得率 75%以上	
◆ 労働時間数 (1)フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 30時間未満 又は25～39歳のフルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 45時間未満 (2)月平均時間外労働60時間以上の労働者がいない	

#### 認定実績（令和6年3月末時点）

◆ くるみん認定企業 4,481社
◆ うち、プラチナくるみん認定企業 630社
トライ認定企業 2社
【目標：令和7年までにくるみん企業 4,300社】 ・少子化社会対策大綱 (令和2年5月29日閣議決定) ・第5次男女共同参画基本計画 (令和2年12月25日閣議決定)

#### 認定企業への優遇措置

◆ 商品や広告等へのマーク使用
◆ 公共調達の加点評価
◆ くるみん助成金
◆ 両立支援等助成金におけるインセンティブ
◆ 日本政策金融公庫による低利融資

#### 実績と政府目標

○民間企業の男性の育児休業取得率 現状：30.1%（令和5年）
○男性の育児休業取得率の政府目標 目標：50%（令和7年） 85%（令和12年）



1